

令和5年度会計年度任用職員を募集します

会計年度任用職員の勤務条件について

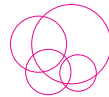
- ★任用期間は最大1年です。
- ★会計年度任用職員としての勤務年数を経験加算として報酬に反映させる場合があります。
- ★以下の要件を満たす場合は6月と12月にそれぞれ期末手当が支給されます。
 - ①任期が6カ月以上である。
 - ②1週間あたりの勤務時間が15.5時間以上である。
 - ③基準日(6月1日、12月1日)に在職している。
- ★通勤方法や距離に応じて、通勤にかかる費用が支給される場合があります。
- ★最低賃金額の変更や給与改定等により、報酬単価や期末手当額が変更となる場合があります。

応募・選考方法等について

- ★市ホームページに掲載されている「岩倉市会計年度任用職員応募申込書」に「履歴書」(市販のものも可)を添えて、1月16日(月)【必着】までに以下の「申込・問合せ先」の部署へ郵送するか、直接窓口へご提出ください。
- ★選考については、書類選考または面接を実施します。履歴書をご提出いただいた人については、後日担当から選考の内容等を連絡します。

職名	資格要件	勤務場所	勤務時間等	報酬単価 (令和4年 12月現在)	人数	申込・問合せ先
一般事務員	ワード・エクセル等簡単なパソコン操作ができる人	市役所、 その他公署	月～金曜日 午前9時～午後5時 (週35時間勤務または年収130万円未満) ※勤務する部署によって曜日、時間が異なる場合あり	時間額 986円～	50人 程度	秘書企画課 ☎ 38-5801
	マイナンバーカードの交付業務等に従事できる人(ワード・エクセル等簡単なパソコン操作ができる人)	市役所	月～金曜日、日曜日(うち週3～5日程度) 午前8時30分～午後5時15分(日曜日は午前8時15分～午後0時15分) ※シフト制 ※第3土曜日の翌日の日曜日の勤務はありません。		7人	市民窓口課 ☎ 38-5807
	図書館業務に従事できる人	図書館	土・日曜日、祝日を含む指定する日 午前9時～午後7時15分の間の指定する時間		17人	図書館 ☎ 37-6804
	ワード・エクセル等簡単なパソコン操作ができる人	多世代交流センター (さくらの家)	月～土曜日(うち週3～4日程度) 午前8時45分～午後5時15分 ※シフト制 ※休日に出勤する場合あり		2人	長寿介護課 ☎ 38-5811
	粗大ごみ収集予約受付およびその他の業務に従事できる人	清掃事務所	月～金曜日 午前9時～午後5時(隔週)		2人	清掃事務所 ☎ 66-5912
	e-ライフプラザでの分別指導およびその他の業務に従事できる人		月～火曜日、木～金曜日 午前9時～午後4時 水曜日 午前9時～午後3時		1人	
保育士 (フルタイム勤務)	・保育士資格を有する人 ・早番(午前7時30分から)と遅番(午後7時まで)の両方の勤務ができる人	市内保育園	月～土曜日(うち週5日) 午前7時30分～午後7時のうち7時間45分で、午前7時30分からの勤務または、午後7時までの勤務	月額 187,200円～ (その他、地域手当等有)	10人	子育て支援課 ☎ 38-5810
一般保育士	保育士資格を有する人	市内保育園、 児童発達支援施設、リフレッシュ 保育室、子育て支援センター	月～土曜日(うち週5日) 週30時間以上 午前7時30分～午後7時のうち6～7時間	時間額 1,008円～	6人	子育て支援課 ☎ 38-5810
一般保育士 (延長・休日)	・保育士資格を有する人 ・午後7時まで勤務できる人または日曜日、祝日に勤務できる人	市内保育園	①延長保育対応 月～土曜日(うち週5日間) 午後1時～7時のうち4時間30分 ②休日保育対応 日曜日、祝日を含む週5日 ※日曜日、祝日のみの勤務も可 午前7時30分～午後7時のうち7時間	時間額 1,002円～	6人	子育て支援課 ☎ 38-5810

職名	資格要件	勤務場所	勤務時間等	報酬単価 (令和4年12月現在)	人数	申込・問合せ先
補助保育士	保育士資格を有する人	市内保育園、児童発達支援施設、リフレッシュ保育室、子育て支援センター	月～金曜日（週5日間） 週30時間未満 午前7時30分～午後6時のうち4時間以上6時間未満	時間額 995円～	5人	子育て支援課 ☎ 38-5810
補助児童厚生員	・保育士資格、教員免許または社会福祉士いずれかの資格を有する人 ・放課後児童支援員の資格を有する人（資格がなくても可） ※上記の両方または一方を満たす人	市内児童館、放課後児童クラブ	月～土曜日（うち週3～5日） 午前9時30分～午後7時のうち4～5時間（週30時間未満） ※夏休みは午前7時30分～午後7時のうち4～7時間	時間額 986円～	15人	子育て支援課 ☎ 38-5810
手話通訳員	手話通訳者または手話奉仕員のいずれかの資格を有する人	市役所	月・水・金曜日 午後1時～5時	時間額 1,062円～	1人	福祉課 ☎ 38-5809
介護認定調査員	・保健師、看護師または介護支援専門員のいずれかの資格を有する人 ・介護保険認定調査員新任研修を修了した人 ※上記のいずれかを満たす人	市役所	月～金曜日 午前9時～午後4時 ①週4日以上 ②週3日 ③週1～2日 ※応相談	時間額 1,251円～	①3人 ②4人 ③1人	長寿介護課 ☎ 38-5811
宿直員	夜勤ができる人	市役所	月～金曜日 午後5時15分～翌日午前8時30分 土・日曜日、祝日、年末年始 午前8時30分～翌日午前8時30分 ※シフトは市で指定。 ※仮眠時間等含む。	時間額 1,063円～	6人	行政課 ☎ 38-5804
用務員	—	多世代交流センター（さくらの家）	月～土曜日（うち週2～3日程度） 午前9時～午後5時15分 ※シフト制 ※休日に出勤する場合あり	時間額 986円～	5人	長寿介護課 ☎ 38-5811
調理員	—	市内保育園	離乳食加算 月～金曜日（週5日） 午前9時～午後3時のうち5時間	時間額 986円～	1人	子育て支援課 ☎ 38-5810
施設管理等作業員	普通自動車運転免許を有する人	市内全般	月・火・木・金曜日 午前9時～午後4時 ※天候等により水曜日に出勤	時間額 986円～	4人	維持管理課 ☎ 38-5813
環境員	収集作業に従事できる人	清掃事務所	月～火曜日、木～金曜日 午前8時30分～午後4時	時間額 1,082円～	3人	清掃事務所 ☎ 66-5912
多世代交流センター運営員	・施設管理業務に従事できる人 ・ワード・エクセル等簡単なパソコン操作ができる人	多世代交流センター（さくらの家）	月～土曜日（うち週5日程度） 午前9時～午後4時 ※休日に出勤する場合あり	時間額 1,169円～	1人	長寿介護課 ☎ 38-5811
放置自転車対策員	健康で普通自動車運転免許を有する人	放置自転車等保管場所等	月・火・木・金・土曜日 午前10時～午後6時のうち5時間を2週に5日 月～土曜日 午後6時～午後8時を2週に6日	時間額 986円～	1人	協働安全課 ☎ 38-5831
読書指導員	図書館司書の資格を有する人を優先	市内小中学校	月～金曜日 小学校配属の場合：午前9時～正午 中学校配属の場合：午後1時～午後4時	時間額 986円～	1人	学校教育課 ☎ 38-5818



～ 届けよう 未来の愛知へ この一票 ～

愛知県知事選挙

投票日：令和5年2月5日(日) 投票時間：午前7時～午後8時

任期満了に伴う愛知県知事選挙が、告示日1月19日(木)、投票日2月5日(日)の日程で行われます。

知事選挙は、あなたが県政に参加する大切な機会です。「自分一人くらい」という気持ちを捨て、ぜひ投票に参加しましょう。

投票できる人

- 年齢 平成17年2月6日以前に生まれた人
- 対象 ①令和4年10月18日以前に岩倉市の住民票が作成され（転入届を出し）、引き続き令和5年1月18日まで岩倉市の住民基本台帳に記録されている人
②令和4年9月18日以降に転出した人のうち、岩倉市の住民票が作成された日から引き続き3カ月以上岩倉市の住民基本台帳に記録されていた人

市内に転入した人

令和4年10月19日以降に岩倉市へ転入届を出された人は、岩倉市の選挙人名簿にまだ登録されないため、岩倉市では投票することができません。ただし、前住所地が愛知県内の場合には、特別な場合を除き、前住所地で投票することができます。

なお、投票するときには、岩倉市長の証明書（引き続き愛知県内の区域に住所を有する証明書）が必要ですので、該当する人は、市民窓口課へお申し出ください。

市外に転出した人

岩倉市の選挙人名簿に登録されていた人で、令和4年10月19日以降に岩倉市から愛知県内の他の市町村へ転出した人、または転出する人は、特別な場合を除き、岩倉市で投票することができます。

なお、投票には新住所地の市町村長の証明書（引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書）が必要ですので、その証明書を新住所地の市役所等で交付を受けて持参してください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日まで期日前投票ができます。（感染症対策として、当日投票所の混雑を避けるために期日前投票をすることもできます。）

◆とき 1月20日(金)～2月4日(土)午前8時30分～午後8時

◆ところ 市役所2階 会議室1

※期日前投票には、入場券をお持ちください。（未着の場合は不要です。）

※あらかじめ宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

大事な投票、忘れずに！



投票所の

コロナ対策

- ・各投票所および期日前投票所の入り口にアルコール消毒液を設置しますので、投票所入場前に手指の消毒にご協力ください。
- ・受付係、投票用紙交付係等の前に、飛沫防止フィルムを設置します。
- ・記載台や鉛筆は、定期的に消毒します。また、使い捨て鉛筆も用意しています。
- ・投票所内では、定期的に換気を行います。
- ・筆記用具は投票所に準備しますが、持参した鉛筆、シャープペンシルを使用することもできます。（ただし、水性ペンなどインクがにじむ可能性のあるものは使用できません。）
- ・投票にお越しの際には、マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗い等の予防策にご協力ください。

候補者等を知るには

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を、1月24日(火)ごろから戸別にお届けします。また、市ホームページにも掲載します。

選挙公報は配達員が順次お届けしますが、お手元に届かない場合は、岩倉市選挙管理委員会までご連絡ください。

愛知県知事選挙について
もっと知りたい人はこちら⇒
投票所の混雑状況も掲載しています。



不在者投票

●滞在地での不在者投票

出張や里帰りなどで、期日前投票期間および投票日とも不在の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会において不在者投票ができます。なお、事前に手続きが必要ですので、岩倉市選挙管理委員会にお尋ねください。また、郵送までに日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

●郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ右表に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人は、郵便による不在者投票ができます。

郵便で不在者投票するためには、事前に郵便等投票証明書が必要となりますので、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。

●病院などに入院している人

病気、ケガなどで入院されている人で、投票当日、投票所へ行けない場合は、指定の病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または施設長に申し出てください。

交付手帳名 障害の種類	身体障害者 手帳	戦傷病者 手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症～ 第2項症
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症～ 第3項症
免疫	1級～3級	—
肝臓	1級～3級	特別項症～ 第3項症

新型コロナ ウイルスで 療養中の人

新型コロナウイルス感染症により療養されている方等で、一定の要件を満たす人は、自宅や宿泊先において、特例郵便等投票制度を利用して郵便等により投票できます。詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、岩倉市選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。



特例郵便等投票制度についての詳細はこちら⇒

当日の 投票所

投票所の区域は、主な行政区または町名で記載してあります。

※投票日当日は、ご案内した指定の投票所以外での投票はできません。投票所の場所は、お手元の投票所入場券でご確認ください。

投票所	投票区の区域
北第一（八剣会館）	八剣町、井上町
北第二（石仏会館）	石仏町、神野町
上（大上市場会館）	東町、中野町、本町（北口）、 本町（門前）
天神（第二児童館）	西市町、鈴井町、泉町、 宮前町
中第一（くすのきの家）	中本町、本町（上市場）、 下本町
中第二（第三児童館）	大市場町、下本町、昭和町 一丁目・二丁目
中央（市役所）	栄町、中央町、旭町、 新柳町
南第一（岩倉南小学校）	大地町、大地新町、川井町、 南新町
南第二（第七児童館）	稻荷町、曾野町、 昭和町三丁目
西（北島町公会堂）	北島町、野寄町
下（防災コミュニティセンター）	大山寺町、大山寺元町、 大山寺本町、五条町
東（岩倉団地集会所）	東新町

代理投票等

心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を記載することができない人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前を代筆します。また、点字のできる人は、点字投票もできます。

投票所 入場券

投票所入場券は、1月17日(火)頃から順次発送します。（世帯ごとに郵送します。）

入場券は、棄権防止、投票所内での整理などの方法の一つとして発行していますので、入場券がなくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。

入場券が届かないとき、または、紛失されたときは、投票当日、直接、投票所の受付係に申し出てください。

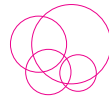
開票

選挙人は、開票を参観することができます。会場では、係員の指示に従い、静粛にしてください。

●とき 2月5日(日)午後9時～

●ところ 岩倉北小学校屋内運動場等複合施設（アリーナ）

◆問合先 岩倉市選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）



新型コロナワクチン接種について（令和4年12月14日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
なお、ワクチン接種は強制ではありません。本人または保護者の同意がある場合に接種が行われます。



ほっと情報
メール



公式
LINE

令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン等）についてのお知らせ （対象：従来型ワクチンを2回以上接種した12歳以上の人）

「令和4年秋開始接種（9月20日以降）」は、1人1回に限られる追加接種（3～5回目接種）です。
次のいずれかのオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を行います。

- ファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン（12歳以上）
- モデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン（12歳以上）

※接種券は、前回の接種日から3か月後頃に送付します。接種券が届いたら予約ができます。
ただし、3回目・4回目の接種をしていない人で、すでに接種券を発送している人には、新たに接種券は発送しません。未利用の接種券で予約ができます。

※これまでの接種状況によって、「令和4年秋開始接種」は、3回目、4回目、5回目の接種になります。
※何らかの理由でオミクロン株対応ワクチンを接種できない18歳以上の方は、武田社（ノババックス）の従来型ワクチン（1価）の接種も可能です（11月8日以降）。前回接種日から6カ月以上経過後に接種ができます。
接種会場や予約方法など、詳細については愛知県のホームページをご覧ください。

ワクチン接種が受けられる期間は、現在のところ令和5年3月31日までです。

ワクチン接種を希望する人は、早めに予約・接種をすることをおすすめします。

※接種券を紛失した人や岩倉市に転入した人等（岩倉市において接種記録が確認できない人を含む）については、接種券の発行申請が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

けんこう 五条川健幸ロードで健康づくり～健康器具を使って健康な体に～

健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

日常的な健康づくりや体力づくりの場として活用できるように、八剣憩いの広場に健康器具が設置されています。自分の体力に合わせて使用し、健康づくりにお役立てください。

ぶら下がり器具を紹介します

ぶら下がり器具は、腹筋や背中全体の筋肉のストレッチ効果があります。

【使用方法】

- ①軽く手を伸ばして届くバーに手をかけます。
- ②両手でバーを握り、足の裏を地面につけたままゆっくりぶら下がるように膝を曲げ、背中を伸ばします。

※大人向けの健康器具です。使用方法を守って利用してください。
※無理をせず、ご自分の体力に応じた範囲でご使用ください。



詳細をホームページに掲載しています。
下記の二次元コードを読み込んでご覧ください。



岩倉市議会議員一般選挙

立候補予定者説明会

選挙管理委員会

(行政課内 ☎ 38・5804)

選挙管理委員会では、4月23日(日)に執行する「岩倉市議会議員一般選挙」の立候補予定者説明会を行います。

立候補を予定されている人は、ご出席ください。

●とき 2月19日(日)午前10時～(2時間程度を予定)

●ところ

市役所7階第2・第3委員会室

●内容 立候補の手続き、選挙運動などの説明

●その他 立候補予定者説明会に参加できる人は、1候補者につき3人までとさせていただきます。

※事前の申し込みは不要です。

1月下旬に対象者へ障害者控除対象者認定書を送付します

長寿介護課介護保険グループ (☎ 38・5811)

高齢者においては、所得税法や地方税法の規定により、障害者手帳等の交付を受けている人のほか、障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている人が、障害者控除の対象とされています。

基準日時点において左記対象者に該当する人に障害者控除対象者認定書を送付します。

なお、令和4年中に亡くなった人の障害者控除対象者認定書の交付を希望する場合は、長寿介護課へ申請してください。

●障害者控除とは

納税者自身、同一生計者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、所得税や住民税の一定の金額の控除を受けることができるものです。

●基準日 令和4年12月31日

●対象者 次の要件を全て満たす人

①基準日時点において岩倉市で要支援2・要介護1から5の要介護認定を受けている人

②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人

③生活保護を受けていない人

※障害者の区分で控除を受けることができる身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害者控除対象者認定書が特別障害者の区分になる場合は送付します。

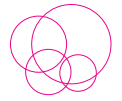
※要介護認定の区分変更申請や新規申請中等で基準日時点の介護度等が確定していない人は、認定結果が分かり次第の送付になります。

※令和4年中に亡くなられた場合は、亡くなられた時点の認定に基づいて確認します。

※転入後、岩倉市で要介護認定の審査を受けていない人は、基準とする情報がないため、転入前の市町村に照会を行うことで発行できる場合があります。交付をご希望の場合は事前にご相談ください。

●令和4年に亡くなった人の交付申請

長寿介護課窓口に直接お越しいただくか、郵送で申請する場合は、市ホームページから申請書をダウンロードしていただき、申請者の身分証明書の写しと一緒に郵送ください。



エコな省エネ家電を積極的に導入する家庭を応援します 「岩倉市省エネ家電製品購入促進補助金」

●問合せ先 環境保全課環境グループ (☎ 38-5808)

地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげるため、地球にやさしい省エネ家電製品の導入にかかる費用を補助します。

●申請期間 1月10日(火)～3月31日(金)

(購入対象期間：令和4年12月2日(金)～令和5年3月31日(金))

※令和4年12月2日(金)以降に購入・設置した省エネ家電について、1月10日(火)以降に申請してください。

※申請期間内であっても予算額に達した時点で受付を終了します。

※同日付で予算額を上回る複数の申請を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。

●補助対象者 市内に住所を有し、購入した補助対象家電を自らが住所を有する居宅に設置した人

●補助対象家電 省エネ基準達成率が100%以上の家庭用のエアコン、冷蔵庫、テレビ、LED照明器具(球替えのみは対象外)

●補助金額 省エネ家電の導入にかかる費用(税抜き)の2分の1以内、上限5万円(※千円未満切り捨て)

●申請方法 申請期間内に補助対象家電を購入・設置後、交付申請書兼請求書を環境保全課にお持ちください(申請書は環境保全課でお渡しするほか、市ホームページからダウンロードすることもできます)。

※その他詳細は市ホームページをご覧ください。

エアコン	テレビ	冷蔵庫	LED照明器具
対象目標年度 2027年度/2010年度 どちらか	対象目標年度 2026年度/2012年度 どちらか	対象目標年度 2021年度	対象目標年度 2020年度

省エネ基準達成率とは・・・

経済産業省が定める日本産業規格に基づく基準のことです。

家電量販店などで家電それぞれに貼られている「統一省エネラベル」で確認することができます。



ここが100%以上の
製品が対象です！！

介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税 「納付額確認書」を送付します

●問合せ先 介護保険料について…長寿介護課介護保険グループ (☎ 38-5811)

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税について…市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

介護保険料(65歳以上の人)、後期高齢者医療保険料および国民健康保険税は、所得税の確定申告や市県民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

令和4年中(令和4年1月1日～12月31日)に納められた介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民健康保険税の「納付額確認書」を1月下旬にお送りしますので、ご利用ください。

なお、老齢・退職年金などから特別徴収(天引き)されている人は年金保険者(日本年金機構など)から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

いわくらランチスタンプラリー 10FINAL 開催！

●問合先 観光情報ステーション（NPO 法人いわくら観光振興会 ☎ 81-3368）

★開催期間 1月10日(火)～3月10日(金)

こんかいで
ファイナルイフ！



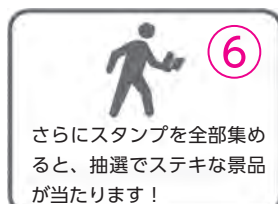
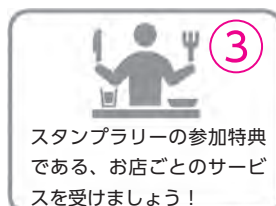
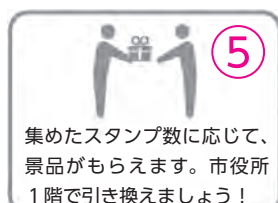
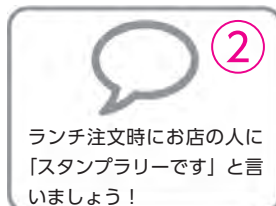
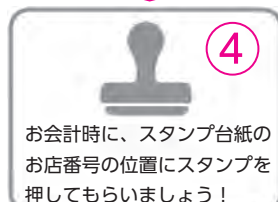
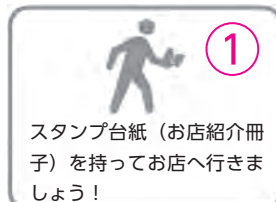
スタンプ台紙（お店紹介冊子）をランチ注文時にご提示
いただく事で、スタンプラリー期間中、お店ごとの特別サー
ビスを受けられます。

また、スタンプ数に応じて各種景品をプレゼント。さらに、
全てのスタンプを集めると、協賛事業所提供のステキな景
品が当たる抽選に応募できます。

◆スタンプ台紙（お店紹介冊子）配布場所

各参加店舗、観光情報ステーション（市役所1階）、
岩倉駅東西地下連絡道等

- お店にご来店時は、必ずスタンプ台紙をご提示ください。
- 注文後のスタンプ台紙の提示では、サービスを受けられない
場合があります。
- スタンプサービスは、ランチタイムに限ります。
- 特典を受けられるのは、一巡につき1店舗1回のみです。
- 景品は、市役所1階 観光情報ステーションにて引き換えます。
- 引換期間は、イベント期間中～3月23日(木)の平日の午前8
時30分～午後5時15分です。
- 抽選のご応募は、観光情報ステーションで受け付けます。
- 当選発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。



【主催】岩倉市・NPO 法人いわくら観光振興会

【後援】岩倉市商工会



いわくら
ランチスタンプラリー 10FINAL
特設サイト

職員のノーネクタイ

通年化の試行実施

について

秘書企画課秘書人事グループ

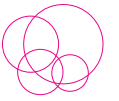
（☎ 338・5801）

本市では、毎年5月から10月ま
での期間、職員のノーネクタイ等
の軽装での勤務を励行していますが、
公務員としての品位を損なわず、節
度ある範囲内において、ノーネクタイ
の通年化を見据え、令和5年1月か
ら3月まで試行する予定ですので、
ご理解をお願いします。

環境省では、気温や体調等に合わ
せ柔軟に服装を選択し、快適で働き
やすい服装で業務を行うこと等と呼
びかけていることや、服装の多様化、
SDGs、脱炭素化の推進を踏まえ、
試行するものです。

●試行期間 1月1日～3月31日

※試行期間に特段の支障がなければ
4月1日から本格実施とします。



使ってみませんか ジェネリック医薬品

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5833）

ジェネリック医薬品とは

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができます。また新薬と同様に製造管理や品質管理が厳しくチェックされています。

医療費の増加を抑え、医療保険制度を安定化させるために、ジェネリック医薬品を利用しましょう。

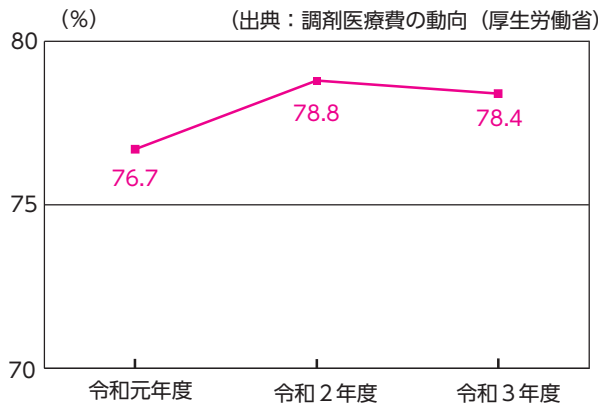
ジェネリック医薬品は家計にやさしい

ジェネリック医薬品を選ぶことは、ご自身の経済的負担を減らすことにつながります。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品の使用割合

市における使用割合は年々増加していました。令和3年度は78・4%となり、令和2年度の78・8%に比べ0・4ポイント減少しました。（下図参照）厚生労働省は、令和5年度末までに80%とする目標を定めています。



差額通知をお送りしています

市にお住まいの国民健康保険加入者で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に一定額以上の薬代の削減が見込まれる人に減額見込額をお知らせしています。

20 歳になったら国民年金

市民窓口課窓口グループ（☎ 38-5807）
一宮年金事務所（☎ 0586-45-1418）

国内にお住まいの20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入し、保険料を納めることになります。20歳になった人には、20歳になってから、おおむね2週間以内に日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。（厚生年金または共済年金に加入している人を除く）国民年金には主に次の3つのメリットがあります。

- ★老後を支えます（老齢基礎年金）
- ★万が一のときも保障されます（障害基礎年金・遺族基礎年金）
- ★社会保険料控除が受けられます

令和4年度の保険料は、月額16,590円です。納付が困難な場合は、学生納付特例制度、納付猶予制度（50歳未満）、申請免除制度があります。

柔道整復・はり・きゅう・マッサージのかかり方

市民窓口課保険医療グループ（☎ 38-5833）

接骨院等で、柔道整復・はり・きゅう・マッサージを受ける場合は、健康保険が適用される範囲が限られています。

区分	健康保険が使えるもの ※医師の同意が必要です	健康保険が使えないもの 全額自己負担です
柔道整復	・打撲、ねんざ、挫傷（肉離れなど） ・骨折、脱臼※	・単なる肩こり、筋肉疲労 ・加齢による腰痛や五十肩の痛み ・医療機関で同じ負傷等で治療中のもの
はり・きゅう	・神経痛、リュウマチなど慢性的な痛みのある病気※	・医師の同意がない場合 ・医療機関で同じ対象疾患で治療中のもの
マッサージ	・関節拘縮、筋麻痺など※	・医師の同意がない場合 ・単なる肩こり、筋肉疲労

「GO！縁～つなげよう いわくらの わ～」を開催します！

●問合せ先 秘書企画課企画政策グループ（☎ 38-5805）

「GO！縁～つなげよう いわくらの わ～」とは、今年度 28 歳、29 歳、30 歳になる市内在住・在勤および出身の人が一堂に集まり、懐かしい仲間と再会したり、新たなつながりを構築しながら岩倉の良さを再認識してもらうことを目的として開催する交流イベントです。

対象である 28 歳・29 歳・30 歳の人で組織した実行委員会でも内容を企画し、豪華賞品がもらえるクイズや縁日、吉本興業のお笑い芸人「ジョイマン」のお笑いステージもあります。

ぜひ、ご参加ください！

- とき 2月11日（土・祝）午後2時～5時（受付は午後1時30分から）
- ところ 市役所7階（栄町一丁目66番地）
- 対象者 岩倉市在住または在勤もしくは出身で、平成4年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
- 参加費 1,000円
- 申し込み 下記二次元コードからお申し込みください。

託児サービス
あります



第3期岩倉市地域福祉計画（案）のパブリックコメントを実施します。

●問合せ先 福祉課障がい福祉グループ（☎ 38-5809）

地域福祉推進の主体である地域住民等の参画を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要な施策を進めていくための計画案を作成しました。皆さんのご意見をお寄せください。

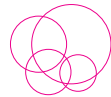
- 実施期間 12月23日（金）～令和5年1月22日（日）
 - 公表方法 ①市役所1階福祉課②情報サロン③市ホームページ
- ※個別に回答はしませんが、後日市ホームページにご意見と市の考え方を掲載します。
- 意見の提出方法 ①福祉課へ持参②郵送〔〒482-8686（住所不要）福祉課あて〕③FAX（66-6100）
 - ④電子メール（fukushi@city.iwakura.lg.jp）⑤市ホームページ内の投稿フォーム
- ※提出にあたって書式は定めませんが、件名（第3期岩倉市地域福祉計画）を明記してください。

第2次岩倉市環境基本計画（案）のパブリックコメントを実施します

●問合せ先 環境保全課環境グループ（☎ 38-5808）

現行の岩倉市環境基本計画が令和5年3月に計画期間の満了を迎えることから、新たに第2次岩倉市環境基本計画の案を作成しました。皆さんのご意見をお寄せください。

- 実施期間 12月28日（水）～令和5年1月27日（金）
 - 公表方法 ①市役所3階環境保全課②情報サロン③市ホームページ
- ※個別に回答はしませんが、後日市ホームページにご意見と市の考え方を掲載します。
- 意見の提出方法 ①環境保全課へ持参②郵送〔〒482-8686（住所不要）環境保全課あて〕③FAX（66-6100）
 - ④電子メール（kankyohozen@city.iwakura.lg.jp）⑤市ホームページ内の投稿フォーム
- ※提出にあたって様式は定めませんが、件名「第2次岩倉市環境基本計画」を明記してください。



“自動計算・自動入力・自宅から”

確定申告は **e-Tax** からがおすすめです！

問合先

この記事について
税務課市民税グループ (☎ 38-5806)

確定申告について
小牧税務署 (☎ 0568-72-2111)

作成コーナー



【確定申告書等作成コーナー】

★申告会場に行かなくても、手続きが可能！

★添付書類の提出省略（保存義務有）！

★還付金を早期に受領！

市役所の確定申告会場は、完全事前予約制です。

市役所では2月16日から2月28日まで確定申告会場を市役所7階大会議室に設置します。申告会場に来場する場合は次のいずれかの方法で予約してください。

※窓口や電話での予約は受付できないためご注意ください

e-Tax で自宅から申告することが実は1番簡単イワ！



予約は1人1回です。2人分申告される場合は2人分の予約を行ってください。

予約方法① インターネットによる予約

●予約期間 1月16日(月)～2月28日(火)

- ①右記の二次元コードから予約フォームへ。
- ②予約フォームへ必要事項を入力し送信。
- ③予約確認メール（即時）が届いたら予約を確定
- ④来庁時に予約確定のメールが確認できるスマホや携帯の画面または印刷した紙を提示。

ネット予約だと・・・!!

手続きが早い！
空き時間が一目でわかる！
即時に予約が確定！



予約方法② 往復はがきによる予約

●予約期間 2月3日(金)まで **必着**

- ①郵便局で往復はがきを購入。
- ②必要事項と都合が悪い日（3日程度まで）を記入・郵送。
- ③返信はがき（2月9日前後発送予定）が届いたら予約日時を確認。
- ④来庁時に返信はがきを提示。

	〒482-8686
往信	岩倉市役所税務課 行
何も記載 しないで ください	

	〒△△△-0000
返信	(住所) (氏名) 様
確定申告事前予約	
・申告者名（フリガナ） ・郵便番号 ・住所 ・電話番号 ・生年月日 ・都合が悪い日（3日程度まで） ・パートナーなど一緒に申告する人の名前（ただし予約は1人ずつする必要があります）	

往復はがきによる予約の注意点！

- ・状況により予約ができない場合があります。予約がとれない場合でも返信はがきでお知らせします。
- ・日時の指定、変更、キャンセルはできません。
- ・1人につき1枚のはがきでお申し込みください。
- ・先着順ではありません。

⚠️ ご注意ください！！

市役所が設置する確定申告会場と税務署が設置する「税理士による無料税務相談所」は別のものです！
例年「税理士による無料税務相談所」で相談している人や次の内容に該当する人は受付方法が異なりますので、下記「税理士による無料税務相談所について」をご確認ください。

- ・住宅借入金等特別控除1年目の申告をする人
- ・事業収入、不動産収入、雑収入があり収支内訳書等が完成していない人
- ・株式の配当等があり、外国税額控除の申告をする人

税理士による無料税務相談所について

●問合先 小牧税務署 (☎ 0568-72-2111)

「税理士による無料税務相談所」は、税理士の社会的奉仕活動の一環として、下記の日程で開設します。相談される人は、前年の控えや通知書類等資料を併せて持参してください。

- 開設期間 2月16日(木)～28日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
- 開設時間 午前9時30分～午後4時 ※正午～午後1時は開設していません
(定員に達し次第受付を終了します)
- 開設場所 市役所7階第1委員会室
- 受付方法 開設時間の15分前に開設場所までお越しください。

なお、次に該当する場合は利用できませんので小牧勤労センターを利用してください。

- ①譲渡所得（株式、土地建物）がある場合
- ②贈与税の申告をする場合
- ③令和2年分の消費税等の課税売上高が3,000万円を超える場合
- ④令和3年分以前の申告相談

このほか、所得の種類、相談の内容により他の会場へご案内する場合があります。

確定申告会場で！

マイナンバーカードの申請をサポートします！！

問合先 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807)

市役所の確定申告会場に必要な書類をお持ちいただくと、マイナンバーカードの申請ができます！

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時（土・日曜日、祝日除く）

▼必要書類

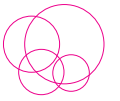
- ・本人確認書類（運転免許証等）

※健康保険証等、顔写真のない場合は2点必要です。

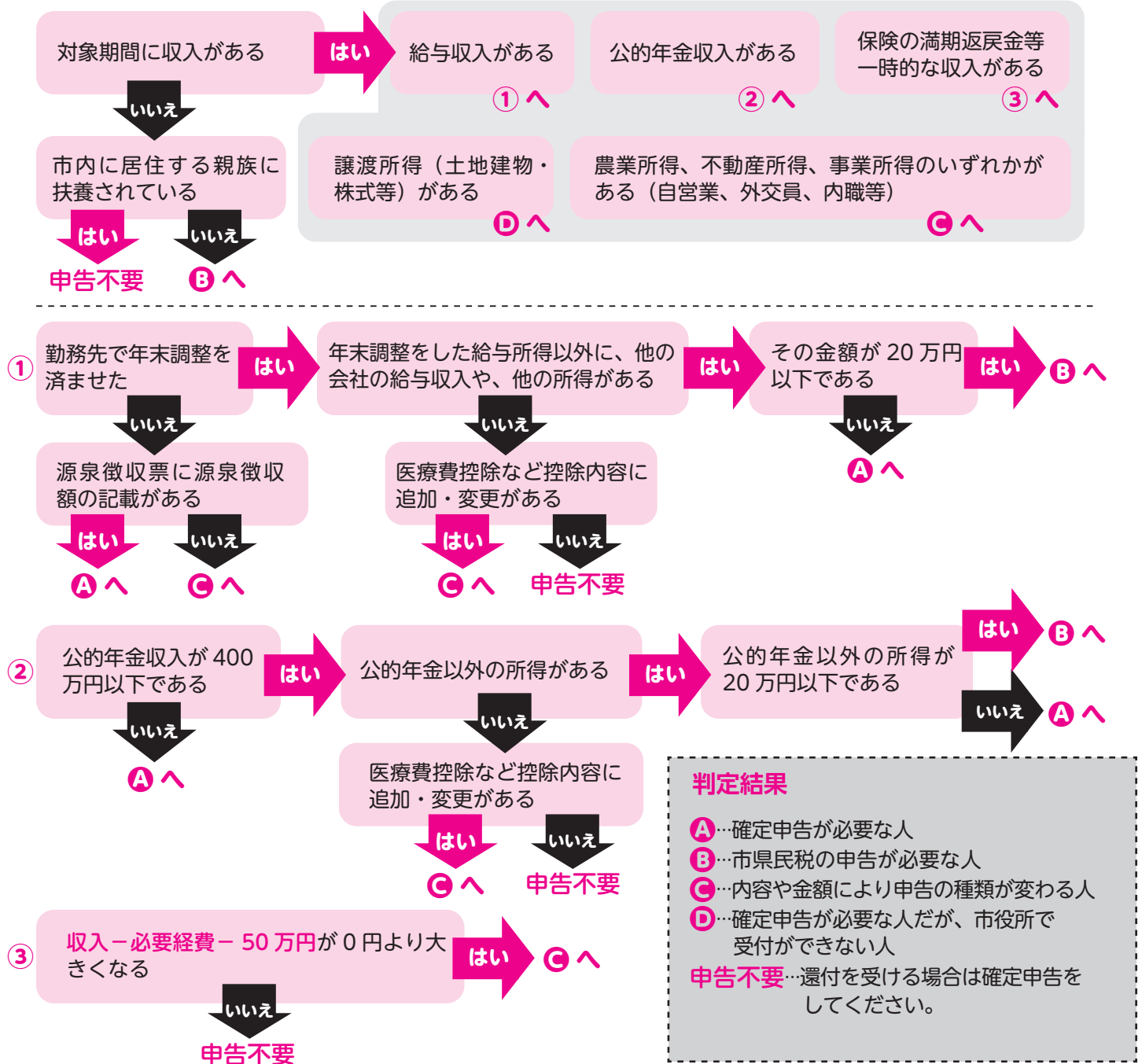
- ・個人番号カード交付申請書

※申請書がない場合は、窓口で新しい申請書をお渡しします！





★ わたしは申告が必要な人？ ～フローチャートでお確かめください～



対象	A・C・D		B
ところ	e-Taxによる電子申告 または、岩倉市が設置する 確定申告会場（Dを除く）	小牧勤労センター	岩倉市役所2階税務課
とき	国税庁のホームページに1月上旬から開設される『確定申告書等作成コーナー』から、確定申告書を簡単に作成することができます。 ※マイナンバーカードがなくても申告書を作成することができます。	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後5時 (受付終了時間：午後4時) ※土・日曜日、祝日を除く（ただし、2月19日(日)、26日(日)は開設します） ※入場には『入場整理券』が必要です。	2月1日(水)～15日(水)、 3月1日(水)～15日(水) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く

新しい民生委員・児童委員をご紹介します

福祉課社会福祉グループ（☎ 38-5830）

任期満了に伴い、民生委員児童委員の全国一斉改選が行われました。改選により令和4年12月1日から新しく就任された民生委員・児童委員、主任児童委員は次のとおりです。

（任期：令和4年12月1日から令和7年11月30日）

北部民生委員・児童委員協議会							
担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名
中本町	後藤 昌子	本町（門前）	安藤 尚子	新柳町1区	堅田 友則	八劔町	井上 みゆき
中本町	大矢 ひろ子	西市町	関戸 ことみ	鈴井町	宮田 春美	八劔町	鈴木 京子
中野町	松本 洋子	西市町	鈴木 麻住	鈴井町	杵本 典子	井上町	伊藤 美枝子
本町(上市場)	春日井 真由美	西市町	小川 真貴子	泉町	三宅 和子	神野町	丹羽 仙七
本町(上市場)	石黒 一弘	西市町	伊藤 裕恵	八劔町	井上 真由美	神野町	千田 昌代
本町（北口）	夫馬 則男	新柳町	夏目 典子	八劔町	井上 智子	石仏町	大宮 典子
本町（門前）	関戸 健作	新柳町1区	丹羽 百合子	八劔町	川添 由江	石仏町	堀尾 晴海

南部民生委員・児童委員協議会							
担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名
大市場町	大嶋 潔	下本町	森 みさ子	大山寺町	山田 育代	南新町	山田 義男
大市場町	高田 麻衣子	下本町	竹内 裕子	大山寺町	横井 晴美	南新町	井谷 和秀
下本町	稲山 裕子	北島町	野口 和久	稲荷町	伊藤 辰夫	東新町	福田 恭三
下本町	村瀬 尚仁	野寄町	嶋 保	稲荷町	原田 博志	東新町	小川 光恵
下本町	伊藤 文	大地町	出野 純代	稲荷町	木村 俊治	東新町	高森 順子
下本町	鈴木 久代	大地町	出口 京子	曾野町	松岡 真由美	東新町	得能 雪江
下本町	秦 雪美	大地町	河村 妙子	曾野町	鈴木 寿美子	東新町	石山 かよ子
下本町	杉浦 恵理	中央町	長谷川 美樹	曾野町	山下 孝子	東新町	藤井 純二
		川井町	林 たき美	五条町	網本 正	東新町	本間 一正

主任児童委員	
丹羽 幹比古	石井 恵美子
佐野 由紀子	宮田 美恵

※主任児童委員の活動は市内全域です。

●民生委員・児童委員とは？ 民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」も兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気で安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

市では、北部民生委員・児童委員、南部民生委員・児童委員と、児童に関する相談・支援をする主任児童委員4人が、担当地区および市内各所で、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役として福祉活動に取り組んでいます。